

Title	一人会社と株主総会
Sub Title	La société unipersonnelle et ses assemblées d'actionnaires
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.6 (1992. 6) ,p.45- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920628-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一人会社と株主総会

鈴木千佳子

第一章 序 論

第二章 一人会社の株主総会

第1節 一人会社と招集手続の省略

第2節 単独株主の決定と総会決議

第三章 フランス会社法における問題点

第四章 結 論

第一章 序 論

一人会社と株主総会

一人会社 (one man company, Einmanngesellschaft, société unipersonnelle) とは、その株式・持分が一人の手に保有されている会社、又は、さらに広く、名義上 (形式上) は複数の株主・社員が存在しても実際はその中の一人が全株式・全持分を有し他の者はわら人形にすぎない会社を指しても用いられる。後者すなわち実質上の一人会社では、名義株主又は名義取締役が置かれているため、かえって、さまざまな法的問題・紛争が生ずる結果となっていることが指摘さ

れているが、本稿においては、特に前者、形式的にも実質的にも一人の株主・社員によって構成されている会社をその対象とする。⁽¹⁾

この一人会社を認めることができるかについては、従来から論争のあったところである。すなわち、今回の法改正―平成二年の法改正―がなされる以前は、合名会社、合資会社、有限会社については、「社員ガ一人ト為リタルコト」が法定解散事由とされ（商法九四条四号、一四七条、改正前有限会社法六九条一項五号）、一人会社が存在する可能性がないのに対して、株式会社では、設立の際には、七人以上の発起人が必要とされており（改正前商法一六五条）、又その発起人が株式引受義務を負担する（商法一六九条）と解されているため、設立段階ではもちろん一人会社は認められないが、他の会社にみられるような株主が一人になったことよって株式会社が解散するというような規定はないので（商法四〇四条一号は九四条四号を準用していない）、設立後に生じた一人会社を認めるか否かということが問題とされたのである。しかし通説及び判例は、このような一人会社を肯定していた。⁽²⁾

また、一人設立を認めることについては、小規模閉鎖会社に対しての適正な法規制を目的とした平成二年改正審議の早い段階から議論があり、会社を「むしろ企業活動を効果的に行うための道具立て（特に有限責任の享受、法律関係及び計算の明確化を目的とする）」と考え、有限責任の濫用防止のためには、最低資本金制度の導入の方が効果的であって、「仮に複数の株主や社員を法律で強制しても、ダミーを利用してこれを潜ることは極めて容易である。」との意見や、⁽³⁾名目発起人の利用は法律関係を無用に混乱させることに對する懸念が主張された。⁽⁴⁾このような議論を足がかりにして、平成二年の改正法は、会社設立の際には単に発起人は定款を作成することを要するとして（商法一六五条）、発起人の員数についての要件をはずし、有限会社法六九条一項五号も削除した。それによって、株式会社及び有限会社においては、会社存続の要件としても、設立の要件としても、株主又は社員が少なくとも一人あればよいことになったのである。⁽⁵⁾

会社の社団性との抵触をいかに考えるかという点については、通説は、一人会社は一人の株主に株式が集中しているが、後に株式譲渡によって複数の株主が生ずる可能性があることを考慮して、一人会社にも潜在的社団性があると考えたり、又は株式会社では会社の信用の基礎は株主よりも資本であって、株主たる地位の複数を持って社団性の要求を満たすとも説明されている。⁽⁷⁾この点については従前からの議論が参考とされなければならず、今回の改正によっても疑問がぬぐい去られたというわけでもない。⁽⁹⁾そこで、こうした疑問を持つものが後を絶たないのであれば、立法的に解決をなすべきであり、今回の改正法は、会社を社団とする前提の下で一人会社を容認しようとする、立法技術的には相当無理があつて基本的矛盾を残すものとの批判もある。⁽¹⁰⁾又、今回新設された最低資本金制度（株式会社は一〇〇万円、有限会社は三〇〇万円、商法一六八ノ四条、有限会社法九条）が満たされていれば会社債権者の保護として十分かという点に關しても、その額の妥当性とともには考えなくてはならないであろう。

そして、これらの問題についていかに考えるにしても、株式会社・有限会社において設立段階から一人会社が認められたことによつて、今後、一人会社の利用はますます活発に行われるようになる。これまでも、一人会社の存在を肯定するとともに、弊害防止を図る為必要な規制を加えることが強調されてきたが、設立時からの一人会社・設立後に一人会社となつた会社を、その特殊性からどのように規制していくべきか、そして、それは法解釈によつていいのか、新たな法規制によるべきかを検討し、早急に議論を行わなくてはならないと考える。⁽¹¹⁾一人株式会社の運営についても、その株主総会や取締役会のあり方をどう考えるかが課題とされる。⁽¹²⁾そこで、本稿では、一人会社とその株主総会の問題を取り上げ、一人会社規制を考える端緒としたいと思う。

フランスにおいては、一九八五年に法改正があり、一人によつて構成される有限責任会社が有限会社の一形態として設立段階からみとめられ（*entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée*）、一般にはこれにも会社法が適用される一方、単独社員（*associé unique*）の特殊性から生ずる一定の留保も法定された。⁽¹³⁾これは、有限会社の規制であるから、株式

会社の場合は別異に考察する必要性のある事項も考えられなくはないと思われるが、フランス法における一人会社規制として、これも参考にしながら考えてみたい。

第二章 一人会社の株主総会

商法は、「総会ハ本法又ハ定款ニ定ムル事項ニ限り決議ヲ為スコトヲ得」（商法二三〇条ノ一〇）と株主総会の権限を定めているが、それは、所有と経営の分離に伴い、業務執行に関する事項については、取締役会にこれを決定させるが、他方、会社の根幹にかかわる重大な事項に限り、株主の意思を問うという態度をあらわしている。株主総会の意思決定は、会社において極めて重要性を有し、株主は、取締役の任免をつうじて（商法二五四条・二五七条）会社を支配しているということができよう。

しかしながら、株主が一人である一人会社の場合は、多数の株主の利益保護を前提とした商法の諸規定を適用すべきかどうかの問題となる。

株主総会に関しても、招集権者（商法二三二条）、招集地（商法二三三条）、招集手続（商法二三二条以下）、総会の決議（商法二三九条以下）、議事録（商法二四四条、四九八条一項一九号、二〇号）等の規定が、一人会社にも適用されるか否かが考察されるべきである。この中には、株主が一人であるために手続を省略してよいものも見られるが、無制限にこれらの規定を無視することが妥当か、あるいは何らかの制限の下でのいわゆる簡略化が求められるかが明らかにされなくてはならない。

そこで、まず、判例・学説上多く議論がなされた、招集手続が行われなくとも一人の出席によって株主総会の成立は認められるのかという問題を、いわゆる全員出席総会との関係で考察し、次に、一人の意思決定をもって株主総会

決議に代置し得るかという問題を取り上げて、議論をすすめてみたい。

第1節 一人会社と招集手続の省略

会議全体としての株主総会は、機関としての招集権限のあるものによって招集されなくてはならない⁽¹⁷⁾。原則としては、招集は取締役会が開催の日時・場所（商法二三三条参照）・議題などを決定し（商法二三一条）、その執行は代表取締役によって行われる⁽¹⁸⁾。招集手続として、会日より二週間前に各株主に対して通知を発することを要し、その通知には開催日時・場所・議題（会議の目的たる事項）を記載しなくてはならないとされている（商法二三二条）。定款変更（商法三四二条二項）や営業譲渡（商法二四五条二項）等、会社にとっての重要事項では、招集通知に議題のみでなく、議案の要領も記載すべきであり、また、合併の際には合併契約書の要領を記載することになっている（商法四〇八条二項）。更に、定時総会の招集通知の添付資料としては、計算書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案）および監査報告書の謄本が必要であり（但し、大会社では、更に会計監査役の監査報告書を要し（特例法一五条）、小会社では、監査報告書がいらない（特例法二五五条））。また、大会社でかつ議決権を有する株主の数が一〇〇〇人以上の会社では、招集通知に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した参考書類（特例法二二条ノ二）、上場株式の議決権行使を勧誘しようとする会社では、代理行使のための参考資料が必要となる（証取法一九四条、上場株式の議決権行使の勧誘に関する規則一条）。

招集権者たる取締役会の決議がなく招集手続もないのに一部の株主が集まってなした決議は不存在であり、また、決議がなく代表取締役以外のものが招集をなした場合も同様に解されている⁽¹⁹⁾。これに対して、代表取締役が招集をなした場合については、有効であると解する説⁽²⁰⁾および決議取消の原因になるとする説⁽²¹⁾があり、後者が多数説である。

また、招集通知は、株主に総会出席の機会を与えると共に、出席前に総会で問題となる事項を示し意思決定につい

ての判断に必要な情報を与えるものと考えられる。通説は、招集通知の欠缺については、招集通知がまったくなされない等その欠缺の程度が著しい場合には、その総会決議は不存在と解し、一部の株主に対する招集通知もれば、総会決議取消事由にあたりと解している。⁽²⁶⁾

しかしながら、一人会社の株主総会については、招集通知がなされなくとも、一人の株主が出席さえすれば株主総会が成立するとの判断が最高裁によって示された。⁽²⁷⁾

ところで、すべての株主が集まって、そこで会議を開くことに同意すれば招集手続を経ていなくとも有効であるか（いわゆる全員出席総会における決議の効力）については、かつては大審院判例がこれを否定し、⁽²⁸⁾適法な招集権者により招集された総会ではないから、これを株主総会決議と認めず無効と解する説、⁽²⁹⁾決議取消事由となるという学説も存したが、⁽³⁰⁾現在の通説は、株主全員が開催に同意して出席をなしたなら、株主は総会への出席と準備の機会を保証した利益を自ら放棄するに過ぎなく、これを有効な株主総会決議と解するべきであると考えている。⁽²⁷⁾ 前述した一人会社の株主総会決議に関する昭和四十六年六月二四日の最高裁判例は、全員出席総会の一形態として一人会社のケースを認めたものとも評価されていた。⁽²⁸⁾ しかし、近年、最高裁が、「商法が、二二一条以下の規定により、株主総会を招集するためには招集権者による招集の手続を経ることが必要であるとしている趣旨は、全株主に対し、会議体としての機関である株主総会の開催と会議の目的たる事項を知らせることによって、これに対する出席の機会を与えるとともにその議事及び議決に参加するための準備の機会を与えることを目的とするものであるから、招集権者による株主総会の招集を欠く場合であっても、株主全員がその開催に同意して出席したいいわゆる全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項につき決議をしたときには、右決議は有効に成立するものというべきであり（最高裁昭和四三年（オ）第八二六号同四十六年六月二四日第一小法廷判決・民集二五巻四号五九六頁参照）……」との判決を行っており、⁽²⁹⁾これは、通説の見解をいれて、一人会社以外の複数に株主を有する会社においても全員出席総会を肯定したものであるといえることができ、⁽³⁰⁾更に、

全員出席総会の株主の出席には委任状による代理人の出席をも含みうる点を判示したものと評価し得る。⁽³¹⁾ 通説の指摘と同様に、株主自身による総会の出席と準備の機会の放棄は認められてよく、招集手続がなされなくとも株主全員が出席していれば、その総会は成立したものと考えることが妥当であり、一人会社の場合にもそれが当てはまるといことができよう。

また、全員出席総会に、取締役や監査役の出席は必要かという点が議論されている。商法には、取締役・監査役の出席を前提とする規定があり(商法二七条ノ三、二四四条二項、二七五条、二八三条一項)、取締役および監査役は、総会に出席義務があるのと同時に出席権限があると解されているので、それとの関係をどう考えるかが問題となっている。⁽³²⁾ 全員出席総会の場合も、総会の運営については執行機関に責任があるから取締役の出席は必要とし、⁽³³⁾ 取締役が一人も出席していない場合になされた決議は決議取消の訴の対象となるという説と、⁽³⁴⁾ それ自体は決議取消事由には当たらないが、少なくとも取締役⁽³⁵⁾に通知をすることは必要であり、不当に出席を拒んだ場合は決議取消事由となると解する説がある。一人会社の場合には、一人が決定すればそれすなわち株主総会決議と解する説によれば、⁽³⁶⁾ 取締役や監査役の出席はもちろん、通知も必要がない(および総会の実体は何もなくてよい)という結果も導き出されよう。次の問題との関連で、さらに考えてみるべきであろう。

第2節 単独株主の決定と総会決議

下級審判例においては、営業譲渡に関する株主総会の特別決議は、単独株主の「意思決定をもってこれに代置し得るものと解するのが妥当である」との判断がなされていた。⁽³⁷⁾ これによれば、株主総会という実体がなくとも、単独株主の意思決定のみで、会社の重要事項が決定できるかのようである。果たしてどうであろうか。一人会社の株主総会の成立を認めた前述の昭和四六年六月二四日の最高裁判例の出された際、この判例評釈の中で、昭和四四年三月一八

日の大阪地判等の流れをくむ単独株主の意思決定を持って株主総会に代置し得ることが認められたものと評価をする説もみられた。すなわち、これらの判例に対して学説は、単独株主の意思決定は株主総会決議に代置できるが、しかしそれは機関としての意思決定に限るとする立場と、個人としての意思決定と機関としての意思決定を特に区別しない立場⁽³⁹⁾、更に、個人意思と機関意思を区別することに疑問を抱き、総会の成立と単独株主の意思決定を主張することを要するとの立場⁽⁴⁰⁾、又ひるがえって、決議は合同行為であり、二個以上の意思が必要であるから、意思決定で決議に代置することは、商法条文の文字解釈からも認められないとする立場⁽⁴¹⁾にわかれた。

このような検討がこれまででもなされていたのであるが、近年、下級審裁判所で、一人会社について株主総会決議を経ずに経営委任契約がなされた場合の契約の有効性いかにについての判決がなされた⁽⁴²⁾。これは、単独株主がその会社の全株式を保有しており、その者が経営委任契約を締結している以上、商法所定の手続を経由していなくとも、会社の株主の保護につき危惧される点はないので、右契約を有効と判示するものである。ここでは、決議の有効性ではなく、契約の有効性ということが問題とされているのであるが、商法所定の手続を経由しなくてもというのは、単に招集手続を示しているのか、更にすすんで決議自体も無用とする意味かがはっきりしない。これに対する学説の分析としては、本判決は機関としての意思決定も要しないとしているように思われると解した上で、単独株主の意思決定は機関としての意思決定であることを要するとする者もあるが、商法二四五条の解釈の範囲内で、本条は株主保護を趣旨としているが、一人会社の場合は株主の保護について危惧されることはないから契約を有効と解したものと評価する者もある⁽⁴⁴⁾。

このように学説および判例を概観すると、一人会社においては株主総会決議は必要なく、単独株主の意思決定をもって足りるといふ説が有力であって、この考え方に立てば、(1)で扱った招集通知の問題を生ずるおそれもなく、ただ単独株主が意思決定を行えばよいということになるであろう⁽⁴³⁾。しかし、それを認めれば、「歩きながらも株主総会

を開催しうる」ことになり⁽⁴⁶⁾その妥当性が問題となる。

森本教授は、一人会社と複数株主を有する株式会社の場合を区別して、後者においては、総会成立の問題（招集通知の省略によって株主総会が成立するか・広義の全員出席総会の問題）と、決議成立の問題（株主の合意を株主総会決議と評価できるか・固有の全員出席総会の問題）は異なるとするのに対して、前者では、総会の成立を特に問題にする法的意義は少なく、単独株主が特定の総会決議事項について会社機関として意思決定しそれに基づいて法律関係が形成されている場合、この「決議」を事後的に不存在としたり取締役または監査役が決議取消の訴を提起し得るとする実益はなく、実質的に考えるとむしろ不合理であろうとされる。⁽⁴⁷⁾すなわち、実質的に考えて、一人会社は一人の株主によって所有されている会社であり、その株主の利益さえ図られていれば足りるといふ観点によれば、株主の意思決定は個人としてのものでは足りないが機関としてのものと評価し得るならば、それを持って株主総会決議に代えることができる⁽⁴⁸⁾の考えによって、甘んずるほかはないのである。

しかしながら、一人会社においても、総会の成立の問題と決議の成立とは次元を異にする問題である。前者については(1)で検討したように従前の全員出席総会の法理で肯定できるとしても、後者についてはその理論的根拠が必ずしも明確であるとは言えない。一人会社では、招集通知も株主総会らしき集会もなく、その集会における決議にと変わり得る決定もないうちに、単独株主の意思決定のみによって会社の重要事項が決められるということでのよいのだろうか。わが国では、一人会社といえば、単独株主がその会社を経営している、所有し経営の会社・個人企業の法人成りを前提として議論が進められているようであるが、⁽⁴⁸⁾株主が病気や多忙を理由に取締役を選任して会社経営に当たらせる場合もないとはいえない。その際には、取締役は株主の意思決定を知る術がないのではなからうか。⁽⁴⁹⁾

第三章 フランス会社法における問題点

序でも触れたように、一九八五年法律は、一人の社員によっても有限会社を設立することを認めるとともに、設立時のみの規制ではなく、それまでの複数社員を前提とする有限会社に適用される会社法に対して必要と考えられる修正を行った。一九八五年法律はその題目の中で、一人の社員によって構成される有限会社に「有限責任一人企業 (entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée: E.U.R.L.)」なる名称を付しているが、条文中にはこの名称は見られな⁵⁰。

フランスでは、商事会社について規制を行う、「商事会社に関する一九六六年七月二四日法律第六六一五三七号 (Décret n° 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales) (以下、単に会社法とする)」と、細則たる「一九六七年三月二三日デクレ第六七一三三七号 (Décret n° 67-236 du 23 mars 1967 sur les sociétés commerciales) (以下、単にデクレとする)」があるが、一九八五年法律の内容はこれに修正を与えたという形になっている。一九八五年改正前の一人会社についての解釈・法制について一言するとすれば、まず会社が成立後一人会社になった場合については、明文規定はないものの、従来、学説、判例はともにその会社は当然解散するものと解していたのであるが、一九六六年会社法は、そのなかに初めて「すべての持分または株式が一人に帰しても、会社は法律上当然解散するものではない。この状態が一年の期間内に補正されなかったときは、利害関係人は会社の解散を請求することができる。」(九条)との一条を置き、又組合及び会社 (société) についての通則を定める民法典にも一九七八年一月四日の法律により同旨の規定が設けられた (民法典一八四四―五条)。更に一九八一年二月三〇日の法律は、E.C.第二指令との関係で、裁判所は六ヶ月の補正期間を付与することができ、本案判決の日に補正がなされているかぎり裁判所は解散判決をなし得ないとの規定を一八四四―五条につけ加え、他方、二重に適用されていた会社法九条を削除した。⁵⁰このような経緯の末に規定された一九

八五年法律は、有限責任を熱望する個人企業主の要請にこたえたもので、わら人形 (Hommes du paille) を用いて形式のみを整えるのでは意味がないこと等の指摘によって実現された。⁽⁵¹⁾ 一人会社の利点としては、経営者の責任が制限できること、わら人形を用いて形式のみを整えた擬制会社 (Societas fictiva) の数を減らすことができること、企業主が死亡した場合相続によらず持分の譲渡によって簡単に企業に維持が図れる等企業の移転が容易であること、一〇〇パーセント子会社の設立に役立つこと等が挙げられている。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾ 会社法三四条一項は、「有限会社は、その出資の限度でのみ損失を負担する一人または複数人によって設立される。」とし、三六一一条は、「有限会社のすべての持分が一人に帰した場合、裁判所による解散に関する民法典一八四四―五条の規定は適用されない。」として、設立時から一人会社を認めるとともに、設立後生じた一人会社も承認している。法は、設立時からの一人会社と、その後になんらかの理由で社員が一人になった会社を完全に同一視しており、⁽⁵⁴⁾ 単独社員の手にするすべての持分が集中したときから、複数社員会社は一人会社に移行し、その時から一人会社の運営に関する規定が適用されると解されている。⁽⁵⁵⁾ 又、複数社員会社から一人会社への移行、一人会社からの複数社員会社への移行は、組織変更ではなく、株式の譲渡によって容易に行うことができる⁽⁵⁶⁾と考えられている。

ところで、一九八五年法は、実質的には個人企業に過ぎない一人会社にも、社員に有限責任を享受させる以上、原則的には有限会社に関する規定の遵守を強調する。⁽⁵⁷⁾ しかし、同じ会社運営に関する規定でも、第三者保護に関するものは一人会社でも同様に適用されるべきであるが、株主間の利害調整や、株主・業務執行者間の利害調整を目的とするものは、必ずしもすべてが妥当するとは考えられない。⁽⁵⁸⁾

会社法三四条二項は、「会社が一人の社員のみを有する場合、この者を単独社員 (associé unique) と称する。単独社員は、本章の規定によって社員総会に属する権限を行使する。」と規定して、単独社員の定義を述べるとともに、その権限を明らかにしている。それは、例えば、業務執行者の選任 (会社法四九条二項)、解任 (同法五五条)、計算の承認

（同法五六条）、配当の割当の確定、自己取引の承認（同法五〇条）、会計監査役の選任（その必要がある時）（同法六四条）、定款変更（同法六〇条）⁽⁶¹⁾等であり、単独社員は、社員総会の権限に属するすべての事項、すなわち業務執行者の権限に属さないすべての事項について決することができる。⁽⁶²⁾

立法審議段階において、元老院（*Senat*）は、複数社員会社に関する法規の修正は必要なく、原則を示すことで足りると考えていたが、国民議会（*Assemblée nationale*）は包括的規定のみでは満足せず六〇―一条を加えた。⁽⁶³⁾それは、複数社員会社について設けられている五六条一項ないし三項（計算の承認、五七条（招集手続）、五八条（社員の議決権行使）、五九条（通常決議）、六〇条（定款変更とその決議）の規定が、一人の社員のみを有する会社には適用されないとした（会社法六〇―一条一項）。しかし、これによって単独社員が通常決議事項も特別決議事項も決し得なくなるというのではなく、⁽⁶⁴⁾これらの規定は多数の社員の存在から生じているものであって、⁽⁶⁵⁾総会の招集や決議、多数決に関する規定を適用しない趣旨であり、⁽⁶⁶⁾排除がなされるのは当然であると解されている。⁽⁶⁷⁾

また、計算の承認についても特則が置かれている。一人の社員のみを有する会社においても、業務執行者は、営業報告書（*rapport de gestion*）、財産目録（*inventaire*）、年次計算書類（*comptes annuels*）を作成することを要し、単独社員は、営業年度終了後六月の期間内に、（特に会計監査役（*commissaires aux comptes*）が選任されている時はその報告書が提出された後）計算書類を承認しなければならない（会社法六〇―一条二項）。単独社員が業務執行者でない場合は、会社法六〇―一条二項に規定される期間の終了の最低一月前に、計算書類、営業報告書、（会計監査役がある場合にはその報告書）を社員に送達しなければならず、財産目録はこの期間の間、会社の本店に備え置くことが義務づけられている（デクレ四二―一条）。送達および備置を行わなかった場合は、二五〇〇フラン以上五〇〇〇フラン以下の罰金が課される（デクレ五三条）。営業年度終了時から六月以内に業務執行者が社員総会を招集せず、又は会社法四二六条に定める書類を、承認決議に付さなかった場合には、これに二月以上六月以内の禁錮または二〇〇〇フラン以上六〇〇〇フ

ラン以下の罰金が課される（会社法四二七条）。ただ、法文上特に区別はされていないが、国民議会においては、単独社員たる業務執行者が自ら作成した書類を自らの承認に供さなかった場合にはこの罰則は適用されない旨、示唆されているし、⁽⁶⁸⁾ 罰金の額があまりに少額であるので、単独社員の保護がなされない等の指摘がある。⁽⁷⁰⁾ 計算書類・営業報告書等は、承認後一月以内に商事裁判所書記課に備え置き、それが否決された時は、単独社員の決定のコピーを備え置かなければならないのは、一般の有限会社と同じであり（デクレ四四一条）、違反の場合には罰則がある（デクレ五三条）。

これら計算承認に関する一連の立法、特に業務執行者たる単独社員が自ら作成した報告書を自ら承認することに関しては、滑稽であるとの評価もある一方、⁽⁷¹⁾ 単独社員が営業に関してより詳細でより全体的視野を有することを義務づけるもので、書記局での備置は、第三者保護に資するとの意見もある。⁽⁷²⁾ また、単独社員にも情報収集権として、会社書類の閲覧請求権（会社法五六条四項）と業務執行者に対する質問権（会社法六四一条）、経営に関する報告書を作成する専門家（*entreeke*）⁽⁷³⁾ の選任請求権（商法六四二条）が付与されている。業務執行者ではない、単独社員を保護するの
に有用であるとされている。

単独社員は、その権限を第三者に委任することを禁じられているが（会社法六〇一条三項）、それは一般的禁止規定で、利害関係主体を考慮して例外を認めることができない。⁽⁷⁴⁾ 社員総会の代わりになされた単独社員の決定（*decisions*）⁽⁷⁵⁾ は、記録簿（*registre*）に記載されなくてはならない（会社法六〇一条三項）。

会社法六〇一条に違反してなされた決定は、利害関係人の請求により無効となし得る（会社法六〇一条四項）。計算承認手続の不順守、承認形式の無視、第三者に権限を委譲して第三者によってなされた決定等がその対象となる。⁽⁷⁶⁾ 特に問題となるのは、記録簿に記載されない決定であって、それは無効であると解されており、⁽⁷⁷⁾ 記録簿に記載することが決定の有効要件であるというような表現を用いる者もある。⁽⁷⁸⁾ この記録簿は、会社本店に備置くことを要し、商事

裁判所の裁判官、小審裁判所 (tribunal d'instance) または本店所在の市、町、村の長もしくは、助役が通常の形式で費用を徴収せずに、番号を付して略署名を行う(デクレ四二二条)。これに反した場合にも、二五〇〇フラン以上五〇〇〇フラン以下の罰金が課される(デクレ五三条)。

第四章 結 論

株主総会は、大規模株式会社において、多数の株主の存在を前提として、株主の総意を会社経営に反映すべくつくられた制度であり、会社の根幹に関する事項についての意思決定機関と考えられている。また、株式会社には、他にも業務執行機関としての取締役会・代表取締役、監査機関としての監査役が想定され、チェック・アンド・バランスによって、会社の適正な運営が図られるよう工夫がなされている。

しかし、一人会社においては、その会社は一人の者によってのみ所有されており、また、通常所有と経営は未分離である場合が多いと考えられる。そこで、会社の運営に関する規定の適用を行う際にも、その実態を考慮して解釈によって何らかの修正による変容を行うべきなのか、あるいは、会社形態をとる以上実態がたとえ個人企業と変わらぬものであっても通常の形式に従ってあまり法体系を崩さない形で適用を行うべきかが考えられなくてはならないであろう。

株主が唯一人であるという特質から、会社債権者の利益保護を目的とする規定はそのまま適用されるのに対して、個々の株主の利益保護を目的とする規定や株主の遵守すべきことを拋棄しうるような規定は適宜これを省略しても差し支えないとする説がある⁽⁹⁾。これによれば、招集手続の規定は株主保護を目的とするものであるからこれを省略化してもよいとされる。また、株主総会の招集手続は多数の株主の存在を前提とする典型的株式会社における会社意思の

形成に必要な形式にすぎず、結局は株主の利益保護の趣旨に出たものであるから、これに関する規定は停止されて当然ともいわれる⁽⁸⁰⁾。

このような理由づけは、招集手続きを経ずに株主全員が出席した総会を株主総会として認め得るかという、全員出席総会の問題を肯定する場合にも用いられるのであるが、一人会社の場合でも、同様の理由で招集手続きは省略されてもかまわないものと考えられる。

更に、「株主総会の制度は多数の株主間において利害を異にする場合に処するがために、多数者の意思を持って少数者の意思を拘束することを目的として、多数意思の合致を求めようとする制度である。」と解した上で、一人会社には社団の実体がないから、株主総会の制度は必要ではなく、一人の意思をもって最高意思を決することができるとの説も存する⁽⁸¹⁾。しかし、たしかに一人会社では多数の株主の意思の合致には問題がなく、したがって形式上総会という会議体は必要ないであろうが、株主総会の権限に属する事項を単独株主が決する際に、それが会社の意思決定となされたものか否かが明確にならず⁽⁸²⁾、また、株主以外のものにはその決定の内容が開示されない点については、株主総会という公の場による決議（意思決定）が果たしていた役割を他の制度で肩代わりする必要性を感じる。

多数説は、一人会社において株主総会が開催される際、またはその開催がなくとも単独株主の意思決定について議事録を作成すべきと解する⁽⁸³⁾。これは、債権者保護のため必要であると説明される。議事録は、株主総会の審議および決議内容を記載した文書で、商法はその作成義務を定め、それを本・支店に備え置き、株主や会社債権者に閲覧・閲覧させることとしており（商法二四四条）、議事録を備え置かなかつた場合（商法四九八条一項一九号）、議事録に記載すべき事項を記載せず、または不実事項を記載した場合（商法四九八条一項一九号）、正当な理由なく株主・債権者に閲覧・謄写を拒んだ場合（商法四九八条一項三号）には、罰則が課される。

この議事録の作成義務を一人会社においても徹底させれば、単独株主の意思決定の存在とその内容は第三者からも

明らかになる。しかし、議事録が作成されなくても決議の効力には影響がなく、反対に、議事録に記載されたことによって存在しない決議が存在することになったり、無効な決議が有効な決議となったりすることもない⁽⁸⁴⁾と解されているため、罰則以外にその作成義務を強制する手段とてなく、あくまでも議事録は記録の域を出ない⁽⁸⁵⁾。

単独株主の決定の効力と開示方法の義務づけを結びつける工夫が必要である。フランスでは、招集手続等の省略を法律で明確にし、総会決議を単独株員の決定で代置し得ることを認めるが、その決定を記録簿に記載し、記載されない決議の効力を利害関係人が争い、無効とすることができるとした。会社形態を取ることを経営者（所有者）⁽⁸⁶⁾が選択した以上、株主総会における決議にかわる何らかの形式を要求したものと⁽⁸⁶⁾して評価することができる。また、西ドイツにおいても一九八〇年改正法は、一人会社に対して単独社員に決議後遅滞なく議事録を作成し署名する義務を課す旨の規定を加え（有限会社法四八条三項）、議事録に記載されないことによって決議自体は当然無効とはならないが、単独社員は第三者に対して形式的な、ないしは明瞭に文書化された決議のみを主張することを得ると解されている⁽⁸⁷⁾。これによっても、議事録の作成を促進することができよう。

そして、一人会社においては、単独株主の意思決定を議事録類似の記録簿へ記載することを要求することによって、単独株主以外の第三者は単独株員の意思を確かめることが可能になり、単独社員自身も重要行為を行うために自らの行為をチェックする制度としても有意義である。

小規模閉鎖会社に対する法規制をいかにすべきかが問題であるが、株主総会に關しても、諸手続はこの株主の利益を守るといふ以上に法によって認知された会社が存続して行くための最低要件であり、遵守を要求する株式会社活動の健全性を確保し得るとの考えと、法的安定性を害さないように総会決議を無効としない配慮をすべきとの考えが対立し得る⁽⁸⁸⁾。

しかし、私見は、事後的に、問題が生じてしまつてから法的安定性を考慮して第三者保護を図るよりも、会社も含

んだ事前の保護が必要であつて、そのためには、会社意思すなわち単独株主の意思の明確化が有効であると考える。昭和五九年五月九日の「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」は、非公開会社について書面決議（四⁸⁹）、定款による招集期間の短縮及び全員の同意による招集手続の省略（四⁵）を提案しており、昭和六一年五月五日の「商法・有限会社法改正試案」にも同旨の規定が置かれていたが（二¹⁹）、立法化には至らなかった。しかし、上述の目的を達するためには、現行法に頼った法解釈では十分とは言えず、何らかの法的処置—立法論が主張されるべきであろう⁹⁰。しかし、あまり複雑な意味のない規制では、かえってわら人形の利用による抜け道に一人会社を誘導するのみで実りがないことも考慮する必要がある⁹¹。

（一）菅原菊志・「一人会社」法学三七卷一号三〇頁は、「株式が実質株主と名義株主のどちらに帰属するかという問題、見せ金による株式払込の効力の問題、名目的取締役に責任の問題等が生ずるとしている。長谷部茂吉・裁判会社法（昭和三九年、一粒社）二六頁以下、二四五頁以下参照。

（二）最判昭和四六・六・二四民集二五卷四号五九六頁。学説は、一人会社が認められる形式的理由として、昭和一三年商法改正の際、株主が七名以下に減じたことを解散事由としていた同年改正前商法二二一条三号が削除されたこと、並びに本文に述べたように商法四〇四条一号では商法九四条四号を準用していないことを挙げ、実質的理由として、まず第一に、一人会社は、会社を「商行為ヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ」と定義している規定（商法五二条一項）によりその社団性と抵触するかのようであるが、株式譲渡によって株主は再び複数人に帰属する可能性があること（潜在的社団性）、第二に、企業維持の思想から一人会社を認める実益があること、第三に、会社が無記名株券を発行している場合には、会社が知らない間に会社の解散を生ずる恐れがあること、第四に、一人会社を禁止してもわら人形の利用による実質上の一人会社の形成を抑えられないことなどを挙げている（米津昭子・「一人会社について」法学研究四四卷三号一九六頁以下、菅原・前掲四〇頁以下、石井照久編著・註解株式会社法第一卷（昭和二八年、勸草書房）六四頁以下に詳しい。これに対して、田中誠二・会社法評論下巻（昭和四二年、勸草書房）八六四頁は、一人会社が会社の社団法人性に反すること、もし一人会社を認めるとすればその場合の株主總會等につき特別規定を要するはずであるがそのような規定が現行法上存在しないこと、一人会社が有限責任制度や税法上の利益享受又は親会社による経理上の勝手な処理のような目的のために濫用される恐れがあること等を理由に、一人会

社を否定していた。

- (3) 稲葉・大小会社区分立法に関する諸問題―次期商法改正の課題―(別冊商事法務七三巻) 一八頁。
- (4) 稲葉・大谷・商法・有限会社改正試案の解説(別冊商事法務八九巻) 一八頁。
- (5) 北沢正啓・改正会社法の解説(平成二年、有斐閣) 二三頁。阪植光男・会社法はこう変わった(平成三年、東京法経学院出版) 一〇頁。大谷禎男・改正会社法(平成三年、商事法務研究会) 三四頁。
- (6) 石井編著・前掲書六四頁等。
- (7) 蓮井良憲・「いわゆる一人会社と株主総会の成立」民商六六巻四号六七八頁。菅原・前掲四七頁。
- (8) 通説に対して、一人会社の社団性を否定し、一人会社の実体は特別財産であり、これに法人格を認めることができるとの説(野津務・一人会社について、日本法学二四巻二号二二頁)や、株式会社一般について社団ではなく財団であると考え(八木弘・株式会社財団論(昭和三八年、有斐閣) 八頁)、更に、偶然的な事由によって一時的に一人会社となった会社と、計画的に永続的な一人会社を区別し、後者については社団性が欠如していることを理由に認めることができぬのに対し、前者については例外に属するが、これがなお事実上存在し、かつこれを認める実用があるとすれば公認すべきと主張する説(津田利治・一人会社について(1)、法学研究二〇巻三号一八頁。同・一人会社について(2)、法学研究二二巻一号三二頁。米津・前掲一九八頁。船越栄一・一人会社について―ドイツの有限会社を中心として―西南学院大学商学論集六巻一―二二号一〇頁)もある。
- (9) 大谷・前掲書三四頁は、改正法は設立に七人以上の発起人を要する旨の規制を廃止し、一人の発起人による株式会社の設立が許容される旨の明示の規定を置いていないことから、株式会社の設立に何人の発起人を要するかは解釈の問題であるとし、社団(一般には複数の人格の結合と理解されている)概念に厳格であれば、複数の発起人を要するとの解釈が残る可能性があるとしている(同旨・北沢・前掲書二四頁)。
- (10) 奥島孝康・改正商法の解説(酒巻俊夫・奥島孝康編著)(平成二年、税務経理協会) 三二頁。
- (11) 一人会社を利用することによって、個人企業は社員の責任を限定することができ(有限責任化)、法人は親子会社等の支配会社関係を容易に形成することができる(津田・前掲、一人会社について(1)一頁以下参照)。また、菅原・前掲三〇頁は、まず個人企業が法人なりを図る目的として、一見大企業と見える名称を利用することによって社会的信用を得ること、税負担の軽減、責任の限定、経営者の死亡の場合も企業維持を図りやすいこと、株式譲渡による営業譲渡の形式の簡易化、経営管理・企業会計の合理化を挙げ、また次に、子会社設立の目的として、責任限定、損益の経理上の操作、税負担の軽減、労働条

件の差別を挙げる。

- (12) 菅原・「いわゆる一人会社と株主總會の成立」法学三六卷四号七五頁。
- (13) 同旨・稲葉・前掲書一九頁。
- (14) 大谷「相沢」倉沢ほか・改正商法の解説・実務(平成三年、稅務經理協會)九九頁の倉沢発言。
- (15) 有限責任一人企業および有限責任農業経営体に関する一九八五年七月一日法律八五—六九七号(Loi n° 85-697 du 11 juillet 1985 relative à l'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée et à l'exploitation agricole à responsabilité limitée (J. O. 12 juillet, p. 7862 et rect. 13 juillet, p. 7922)).
- (16) Rohlert (R.), *Traité de droit commercial de Georges Ripert*, 13^e éd, Tome I, Paris, L. G. D. J. 1989, n° 995-1, p. 741.
- (17) 前田重行・新版注釈会社法(5)二九頁。
- (18) 少数株主による招集(商法二三七条二項)、裁判所による招集(商法二三七条ノ二第三項、二九四条二項)清算人による招集(商法四三〇条二項)等もあるが、例外的なものに過ぎない。
- (19) 最判昭和四五・八・二〇判時六〇七号七九頁。東京高判昭和六二・一〇・二八判時一二六〇号五四頁。
- (20) 東京地判昭和二九・七・二日下民五卷七号一〇〇九頁。東京地判昭和三〇・六・一三下民六卷六号一一〇五頁。松田「鈴木・条解株式会社法(昭和二六年、弘文堂)一八五頁。松田二郎・会社法概論(昭和四三年、岩波書店)一九五頁。
- (21) 最判昭和四一・八・二六民集二〇卷六号一二八九頁。東京高判昭和三〇・七・一九下民六卷七号一四八八頁。佐賀地判昭和三四・二・一九下民一〇卷二号三三三頁。名古屋地判昭和五〇・六・一〇下民二六卷五〃八号四七九頁。鈴木「竹内」会社法(新版)(昭和六二年・有斐閣)二二六頁。大隅「今井」新版会社法論中I(昭和五八年、有斐閣)一〇〇頁。田中誠二・再全訂会社法詳論上卷(昭和五七年、勁草書房)四九九頁。前田(重)前掲書三六頁。
- (22) 前田(重)・前掲書四五頁。
- (23) 最判昭和四六・六・二四民集二五卷四号五九六頁。
- (24) 大判昭和七・二・一二民集一卷三号二〇七頁。
- (25) 松本丞治・日本会社法論(昭和四年、巖松堂)二五三頁。片山義勝・株式会社法論(大正七年・五版・中央大学)六〇二頁。田中耕太郎・改訂会社法概論下卷(昭和三〇年、岩波書店)三四九頁。松田二郎・新会社法概論(昭和三二年、岩波書店)一七六頁、一八八頁。松田「鈴木」前掲書一八七頁。清水新・「いわゆる」『全員出席總會』について」代行リポート五七号三頁以下。松田「鈴木」前掲書一三頁は、一人会社の場合にも、總會の招集状を發することを要すると解し、米津・前掲二

○〇頁以下は、適法な招集権者が招集して初めて株主総会ということができるとの立場をとり、それが一人会社の場合も要するが、株主自身が代表取締役を兼ねている場合には自分自身に招集手続をなすことになるから、その招集通知による手続は不要とする。

(26) 西山忠範・会社法判例百選（新版）九七頁、浜田道代・「閉鎖的会社における株主総会」判例と学説五（北沢正啓編、昭和五年、日本評論社）二三頁は、株主に出席の機会とは与えられているが、準備の機会とは与えられていないので、異議のある株主に救済を認めることを目的に、本文のように解する。

(27) 石井照久・会社法上巻（昭和四七年・第二版、勁草書房）二二八頁。田中誠二・前掲書再全訂五〇〇頁。鈴木・竹内・前掲書二〇八頁。大隅・今井・前掲書一一二頁。前田（重）・前掲書三四頁。

(28) 江頭・「いわゆる一人会社における株主総会の成立」法協九一卷一号一六六頁。連井・前掲六八二頁。

(29) 最判昭和六〇・一二・二〇民集三九卷八号一八九頁。他に、最判昭和五二・二・一四訟務月報二三卷三号五七〇頁も実質上の株主三名による全員出席総会を認めていた。

(30) これまでも、下級審判例では有効説をとるものがあつた（東京地判昭和三一・一二・二二ジュリスト一二八号七七頁。大阪地判昭和三七・五・二三判時三一六号二四頁。大阪地判昭和三九・六・一九判時三七九号四三頁。大阪高判昭和五一・二・二六訟務月報二二卷四号一一一頁。大阪高判昭和五一・六・一五訟務月報二二卷六号一六九六頁。東京高判昭和五七・一二・二三判時一〇六七号一三一頁）。

(31) この判例については、非常に多くの評釈が出されている。森本茂・民商九八卷二号九七頁。加美和照・「株式会社のおゆるる全員出席総会における決議の効力」月刊法学教室六九号九二頁。神田秀樹・判評三三一号五八頁（判時一一九号二二八頁）。柿崎栄治・会社法基本判例（柿崎・加美・中村・保住編著、昭和六三年、同文館出版）七五頁。末永敏和・「代理出席を含む全員出席総会の決議の効力」ジュリスト臨時増刊八八七号九五頁。神作裕之・法協一〇五卷三号一四八頁。河内隆央・金判七四五号四七頁。篠原勝美・ジュリスト八五八号八四頁。同・法曹時報四〇卷二号一二三頁。荒谷裕子・法律のひろば三九卷九号七五頁。川島いずみ・「株式会社のおゆるる全員出席総会における決議の効力」早稲田法学六二卷三号一五〇頁。若色敦子・「全員出席総会」経済と法二五号一五九頁。西尾信一・「全員出席株主総会」金融法務一一二〇号四頁。

(32) また、昭和五六年改正で新設された商法二三七条ノ三は、総会における取締役・監査役の説明義務について規定している。これは、総会での株主の質問権を間接的に表現したものである。小山敬次郎・窪内義正・遠藤博志・改正商法の実務解説（昭和五六年、商事法務研究会）九一頁は、説明義務の明定により間接的に総会の出席義務が明らかにされたとし、久留島隆・

「株主総会における会社役員の説明義務」改正会社法の基本問題（高島正夫編著、昭和五七年、慶應通信）一一七頁は、全員欠席のうちに開かれた総会における決議は、法令違反ないし不公正な決議として、取消の瑕疵を帯びるものと解しなければならぬとする。しかしながら通説は、実際に説明義務の不履行がない場合は取締役・監査役全員が欠席しても、決議取消事由にはあたらないとしている。（稲葉威雄・改正会社法（昭和五七年、金融財政事情研究会）一三九頁、龍田節・「改正商法の論点究明」株主総会、企業会計三三巻九号六二頁、菅原・「株主総会における説明義務」説明拒絶事由の範囲、商事法務九一九号二〇頁、森本・新注釈会社法（一四二頁））。この通説に従えば、単独株主が取締役・監査役に通知しないで勝手に総会を開催した場合には、株主も事実上質問権の行使を望まないであろうし、また質問権を行使してあえて決議が取消事由を帯びるような結果は望まないであろうと思われる。したがって、昭和五六年改正の二二七条ノ三を根拠として、一人会社の取締役・監査役の出席をそれ以前に比して強制しようと考えるのは無理があろう。

(33) 西原寛一・「株主総会の運営」株式会社法講座第三巻（昭和三十一年、有斐閣）八七三頁。

(34) 西山・前掲九七頁。境・前掲書二九頁。

(35) 泉田栄一・「全員出席総会について」富大経済論集二二巻一号九九頁。浜田道代・「一人会社と株式会社法の適用」法学教室六号五九頁。加美・「いわゆる一人会社と株主総会の成立」金判二九三号五頁。藤原俊雄・「一人会社について」神戸外大論叢二六巻五号三七頁。境・前掲書二九頁。江頭・前掲一六六頁。末永・前掲九七頁。荒谷・前掲八〇頁。

(36) 藤原・前掲三七頁。

(37) 大阪地判昭和四四・三・一八判時五六二二号七一頁。また、東京地判昭和四五・一〇・二七下民二二巻九一〇号一三八一頁は、原告（譲渡会社）と代表取締役である一人株主は同一人格に等しく、また、原告の名で締結された営業譲渡契約も一人株主において契約したものに等しいとして、「右営業譲渡契約に関する同会社株主総会の特別決議は一人株主一人の意思決定をもっておき代えることができる」と解してもさしつかえないものと考えられる。」と判示しているが、これに対しては、法人と自然人の實質的同一性を示す部分はいわゆる法人格否認の法理をとるもののようにも解されるが、本件営業譲渡行為の特別決議を問題にする以上、会社機関意思と株主の個人意思との同一性を問題とし、すなわち一人会社の法理の応用から結論を導き出すべきであるとの批判がなされている（倉沢康一郎・「実質的には個人企業である株式会社」の営業譲渡」下級審商事判例評釈（昭和四五年―四九年）（昭和五九年、慶應大学法学研究会）一一四頁以下）。

(38) 森本・前掲判タ二七二二号七六頁。蓮井・前掲六八一頁。早川勝・「いわゆる一人会社の営業譲渡と特別決議の要否」商事法務五八四号二一頁。

- (39) 菅原・前掲法学三六卷四号七六頁。同・法学三七卷一号五七七頁。藤原・前掲三七頁。安井威興・「いわゆる一人会社における株主の意思と営業譲渡に関する株主総会の特別決議」下級審商事判例評釈〔昭和四〇年―四四年〕（昭和六〇年、慶應天学法学研究会）三六九頁。
- (40) 江頭・前掲一六九頁。
- (41) 吉永・「実質上の一人会社の株主総会の特別決議の方法としての右の一人株主の意思決定を持って代置しうるか」金判二〇号四頁。
- (42) 京都地判昭和六一・五・七判時一二〇四号一四四頁。この後、事後設立に関して京都地判昭和六二・八・二七判タ六六二号二〇九頁があり、やはり各条所定の手続を履践しなかったとしても譲渡が無効であるとはいえないとしている。
- (43) 青木英夫・金判七六三三三六三頁。
- (44) 山下友信・「一人株式会社における経営委任契約―株主総会決議を各契約の効力と受任者による会社資金の使用」ジュリスト九四七号一一九頁。田村詩子・「一人会社における経営委任と株主総会の特別決議の要否」商事法務一一二一三三三九頁。
- (45) 菅原・前掲法学三六卷四号七六頁は、全員出席総会の場合は取締役の出席は原則として必要と解されるのにかかわらず、一人会社の場合は不要と解する。
- (46) 商事法務四九号四一頁。森本・前掲判タ二七二七号七六頁。
- (47) 森本・前掲民商九八卷二号二五八頁以下。
- (48) 森本・前注二五八頁は、現行法が所有と経営に分離を前提にしているのに対し、一人会社を例外的に解している。しかし、一人会社においても、所有と経営の分離する例は考えうる。
- (49) 山下・前掲一一九頁は、会社債権者の利益から、取締役ないし取締役会のチェック機能を重要視する考え方もなくはないことを指摘する。
- (50) フランスにおける一九八五年以前の一人会社に関する法規制については、福井守・「フランス新会社法と一人会社」営業財産の法的研究（昭和四八年、成文堂）二二七頁以下、泉田・「フランスにおける一人会社(1)(2)」富大経済論集二三卷二号二三頁以下、早稲田大学フランス商法研究会・注釈フランス会社法第一卷（昭和五一年、成文堂）六七頁以下を参照。また、鳥山恭一・「フランスにおける一人会社の法制化」商事法務一〇八五号七二頁、および、同・「一人会社の法規整―フランスにおけるその展開―」早稲田法学六五卷三号一頁は、一九八五年法律の内容とともに、それ以前の一人会社規制と一九八五年法律成立の経緯を扱っている。こうした立法史及び改正経緯も大変重要と考えるが、本稿では、特に取り扱うことを避ける。

- (14) ARRHUIS, *Rapport Sénat*, n° 287 (1984-1985) p. 4. MERLE (P.), *Droit commercial (Société commerciale)*, Paris, Dalloz, 1988, n° 231, p. 210. COZIAN (M.) et VANDIER (A.), *Droit des sociétés*, 2e éd, Paris, Litec, 1988, n° 1350, p. 331.
- (15) V. MERLE, *op. cit.*, n° 234, p. 213. FLORES (G.) et MESTRE (J.), *L'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée*, *Rev. soc.* 1986, n° 3, pp. 17 et s.
- (16) 個人企業の有限責任化を目的として、一九八五年法律制定以前には、一人会社容認とは別の方向として、有限責任個人企業業の立法が主張されていたこともあった。これについては、福井守・一人会社と有限責任の個人企業業、駒沢大学法学部研究紀要三六号六五頁以下、泉田栄一・有限責任個人企業の立法論の比較的考察（フランス、ベルギー、イタリヤ、ヘルレーを中心として）、富山大学日本経済研究所研究年報第四卷一四五頁が詳しい。
- (17) Lamy sociétés 1988, n° 3976 (a), p. 1169.
- (18) SRYLDOOTEN (P.), *L'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée*, D.S. 1985, chron. 187, n° 35, p. 192.
- (19) SAUAG (A.), *De nouvelles structures pour l'entreprise*, J.C.P. 1985. I. 3217, n° 16. MERLE, *op. cit.*, n° 236, p. 216. JUGLART (M.) et IROUITO (B.), *Cours de droit commercial (Les sociétés commerciales)*, 2 vol. 8e éd, Paris, Montchrestien, 1988, n° 908-2, p. 719. MERCADAL(B.) et JANIN (P.), *Memento pratique français lefebvre (Sociétés commerciales)* 1990, 20e éd, Paris, Edition juridique lefebvre, 1990, n° 1099-20, p. 327.
- (20) FLORES et MESTRE, *op. cit.*, n° 3, p. 18. 株式会社企業経営の革新を図ることを得、株主の権利行使の促進と評価
- (21) LANGÉ (D.), *Aspects juridique, fiscal et sociaux de l'E. U. R. L.*, J.C.P. éd. E. 1989, 14756, p. 492.
- (22) GUYON (Y.), *Droit des Affaires*, 5e éd, Tome 1, Paris, Economica, 1988, n° 510-2, p. 491.
- (23) ROQUET (P.) et FAULTRIER (J.), *E. U. R. L.*, 3e éd, Paris, J. Delmas et Gie, 1989, p. 89.
- (24) FLORES et MESTRE, *op. cit.*, n° 22, p. 32. MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, no 1099-27, p. 329.
- (25) LANGÉ, *op. cit.*, p. 492. HUGOT (J.) et RICHARD (J.), *Les sociétés unipersonnelles*, Paris, Litec, 1985, n° 7, 14, p. 51.
- (26) HUGOT et RICHARD, *op. cit.*, n° 7, 10, p. 49.
- (27) *ibid.*
- (28) LANGÉ, *op. cit.*, p. 492. LAUBERT (B.), BOURGINAUD (V.) et GANDELLA (G.), *Droit des sociétés*, Paris, Economica, 1990, p. 174.

- (68) ROBIOT, *op. cit.*, n° 995-6, p. 745. FLORES et MESTRE, *op. cit.*, n° 22, p. 32. PENHOAT (C.), *Droit des sociétés*, 2e éd. Paris, CLEF 1989, p. 127.
- (69) RANDOUX, *Une société très spécifique: l'E.U.R.L.*, J.C.P. éd. N. 1985, I, n° 22, p. 359. しかしながら Launier, *op. cit.*, p. 174. 43° 会社法五七条が排除されていることについて反対し、単独社員が業務執行者を兼ねていない場合に、業務執行者が総会の招集を拒んだらどうするのかを指摘する。この場合に単独社員に総会招集権を認めなくてよいかという趣旨であらうが、このような場合には、業務執行者を解任することにより、根本的解決を図らうのではなからうか。(V. Guyon, *op. cit.*, n° 510-2, p. 491.)
- (70) J. O. Deb. Ass. nat., 12 avril 1985, p. 178. ROBIOT, *op. cit.*, n° 995-7, p. 746. RANDOUX, *op. cit.*, n° 23, p. 359. SAYAG, *op. cit.*, n° 23. FLORES et MESTRE, *op. cit.*, n° 23, p. 34.
- (71) SAYAG, *op. cit.*, n° 24.
- (72) 業務執行者が年次計算書類・財産目録・営業報告書を作成しなかった場合、会社法四二六条と二〇〇〇フラン以上六〇〇〇〇フラン以下の罰金を課せられるか。肯定する者として 44° FLORES et MESTRE, *op. cit.*, n° 23, p. 34. 否定する者として 44° Hugot et Richard, *op. cit.*, n° 7, 11, p. 50.
- (73) SERLOOTEN, *op. cit.*, n° 41. SAYAG *op. cit.*, n° 23.
- (74) LANGÉ, *op. cit.*, p. 492. RANDOUX, *op. cit.*, n° 23, p. 359.
- (75) FLORES et MESTRE, *op. cit.*, n° 24, p. 34.
- (76) RANDOUX, *op. cit.*, n° 22, p. 359.
- (77) 単独社員 44° 合議と必要し、単独で決定を行う。 JENTIN, *Droit des sociétés*, Paris, Montchrestien, 1989, n° 621, p. 317. Guyon, *op. cit.*, n° 510-2, p. 492. MERLE, *op. cit.*, n° 241, p. 218. LANGÉ, *op. cit.*, p. 492.
- (78) RANDOUX, *op. cit.*, n° 25, p. 359. MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 1099-27, p. 329. 44° 権限の委任をした単独社員自身が無効を主張しないこと。 49°
- (79) COZIAN et VIANDIER, *op. cit.*, n° 1360, p. 333. JEANTIN, *op. cit.*, n° 621, p. 317. ALFANDARI (E.) et JEANTIN (M.), *Rev. trim. dr. com.*, 1986, n° 5, p. 108. MERCADAL et JANIN, *op. cit.*, n° 1099-28, p. 329.
- (80) LANGÉ, *op. cit.*, p. 492.
- (81) 蓮井・「一人会社について」法経論叢六卷三〇四号二一八頁以下。

- (80) 蓮井・前掲民商六六卷四号六七九頁以下。同旨・清水忠之・「一人会社の内部組織について」とくに株主総会と取締役・取締役会について」法学研究(明治学院大学)三八卷一〇一頁。
- (81) 野津・前掲一六頁以下。同旨・西原・株式会社法講座第一卷七五頁。
- (82) 江頭・前掲一六九頁は、単独社員の個人としての意思決定と機関としての意思決定の区別が難しい旨、示唆する。
- (83) 松田・前掲一三頁。菅原・前掲法学三七卷一五九頁。同・法学三六卷四号七七頁。蓮井・前掲民商六六卷四号六八二頁。清水・前掲一〇三頁。加美・前掲五頁。江頭・前掲一六九頁。森本・前掲判タ二七二七六頁。泉田・前掲六三頁。
- (84) 関俊彦・新注会(5)二五四頁。境一郎・前掲一二二頁。
- (85) 議事録は会社の公式の記録で、その記載に従った証拠力が認められるが、それは一応の推定が働くのみで、相手方は記載と反対の事実の立証で推定を覆すことができる(民訴三二六条)。(中西敏和・「株主総会議事録作成の実務(上)」商事法務一八四号一七頁)。
- (86) 大隅・「会社の機関としての社員」会社法の諸問題(新版)(昭和五八年、有斐閣)二五一頁以下は、会社における最高意思決定の機関は、単一に結合された社員の全体であって、社員総会または株主総会は、会社の機関たる社員の権限の行使ないしその機関としての活動の形式にすぎない旨を説き、二人以上をもって構成される合議制の機関では機関構成員の意思が団体意思となる方法について格別の定めを必要とするのに対して、一人をもって構成される単独性の機関では格別の定めを要しないとする。しかしながら、「団体内の内の生活はその構成員の外的生活より実現されるが、その構成員は同時にそれ自体意思能力及び行為能力を有する人であるから、彼らの意思及び行為のうちいづれが会社に帰属するかを外部的に明らかならしめ、それを彼らの個人としての意思及び行為から区別する必要がある。」(同上、二六六頁)とすれば、単独株主の意思を団体意思から峻別する方法として、何らかの形式を要求することは誤りとは言えないであろうと考える。
- (87) 清水・前掲一〇三頁。大山俊彦・「一人会社の法規制」とくに西ドイツ有限会社法における一人設立を中心として」企業社会と法―升本喜兵衛先生追悼論文集(昭和六二年、学陽書房)五三頁。増田政章・「西ドイツ有限会社法改正(一九八〇)比較法政一七号一〇一頁。なお、増田政章・木島浩・松元其吉・「改正西ドイツ有限会社法(一九八〇年)」比較法政一八号一九四頁以下参照。
- (88) 末永・前掲九七頁。荒谷・前掲七七頁。篠塚・前掲法曹時報一二八頁。
- (89) 書面決議とは、全員の同意により総会を開かないで書面を持ってする決議であるとされ(稲葉・大谷・前掲五〇頁)、稲葉・前掲七三頁は、一人会社の場合、「単に一人の株主や社員が頭の中で考えただけで総会の決議が成立するというのは、妥

当でないから、むしろ書面決議の形式を経るべきものとするのがよい。」とする。

(90) 倉沢・「一人設立の法認の意義」企業会計四三巻五号一〇七頁は、一人会社にふさわしい経営管理機構の査定の重要性を指摘され、前条のように法規制の目的論的修正によって無益な機構や手続を簡略化することのみに目を向けるのではなく、今後は債権者その他の利害関係人の利益を保護するために適切な法規制を加えることが必要となる旨主張されている。これに賛成である。

(91) 菅原・前掲法学三七巻一号五六頁。